

# 支援者対象アルコール依存症専門相談

愛知県委託事業

## 日頃の診療や相談、支援において

### アルコール問題のある患者さんの対応でお困りなことはありませんか？

平成 25 年、国会で「アルコール健康障害対策基本法」が成立し、以後着実に国を挙げての対策が進められているなか、刈谷病院は、平成 30 年 9 月 3 日より愛知県依存症治療拠点機関（アルコール健康障害）として県から選定されました。

この専門相談は愛知県依存症治療拠点機関事業として、地域の医療機関や相談支援機関等、関係機関のみなさまからのご相談をお受けする事業です。

医療機関におけるアルコール依存症の診断や対応について、また、地域においてアルコール問題のある方に対する介入や支援等のご相談にご利用ください。

## 対 象

名古屋市内を除く、県内に所在地を有する  
医療機関および相談支援機関等、関係機関の職員

## 受付時間

毎週月曜日 12 時～16 時  
毎週木曜日 12 時～16 時（祝日、年末年始を除く）

## 相談対応者

精神科医 看護師等

## 相談方法

相談支援コーディネーターが相談の内容をお聴きした上で、専門性を有した医師などと治療や支援方法などを検討し、技術的な助言を行います。

## 注意事項

相談内容によっては、検討に時間を要する場合があります、助言が後日になることがあります。

**アルコール問題相談専用電話番号**  
**(0566) 21-2500 (直通)**  
**刈谷アディクションセンター**

【愛知県依存症治療拠点機関（アルコール健康障害） 医療法人成精会 刈谷病院】